

第7回 計画策定等に関するワーキンググループ 議事概要

開催日時：令和5年1月13日（金）10：00～12：07

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔ワーキンググループ〕 勢一智子座長（司会）、足立泰美構成員、磯部哲構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

〔地方公共団体〕 鶴田嘉裕秋田県企画振興部長、清水裕之長野県企画振興部長、長岡丈道鳥取県令和新時代創造本部長、佐伯安史広島県総務局経営戦略審議官、竹村淳史神戸市企画調整局政策課総合計画担当係長

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）地方公共団体との意見交換
 - （2）ナビゲーション・ガイドについて
-

1 各地方公共団体（秋田県、長野県、鳥取県、広島県、神戸市（ヒアリング順））から計画に関する取組等のヒアリングを行い、その後、意見交換が行われた。

（勢一座長） 第7回「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催する。議事1「地方公共団体との意見交換」に入る。最初に、秋田県から説明をお願いする。

（秋田県） 当県においても多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障があるが、特に令和5年度は健康福祉部が所轄する計画策定が17本の予定となっており、現時点での想定では、各計画策定のための審議会の開催やパブリックコメントの実施が合わせて150回以上と膨大な回数となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなることに危機感を持っている。

法定計画に関して負担を感じている事項として、大きく2つに分けて説明する。

1つ目が、計画の乱立による事務負担である。主な支障事例として3点ある。

1点目の「趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画」については、先日閣議決定された令和4年の地方からの提案等に関する対応方針でも多くの見直しが行われているところであるが、概要や審議会等の構成員が重複する中で、それぞれ審議会やパブリックコメントの実施が必要であり、事務負担が課題となっている。事務負担軽減策として、重複する計画が乱立しないよう、統廃合や他の計画との一体化を図っていただく必要があると考えている。

2点目の「事業申請に係る計画と事業提案書の内容が重複するもの」については、事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の2つの作成が要件となっており、内容が重複している場合には両方の作業が負担となっていることから、いずれか一方のみでの対応を可能にしていきたい。

3点目の「計画等の記載様式が複雑であるもの」については、県と市町村で別の様式に同じ内容の記載が求められているなど、様式の定めにより事務手続が煩雑となっている例があるので、簡素化や地方公共団体による独自の策定を可能にしていきたい。

2つ目は、計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担である。特に、地域ごとに実情が異なっているにもかかわらず、全国一律の計画期間が定められることにより事務負担が課題となっている。

具体的な支障として、漁場計画の例を記載している。定置漁業権・区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を付与している。策定に当たり、詳細な漁場利用実態を把握する必要があるが、令和2年12月施行の改正漁業法により全ての漁場計画を5年ごとに策定することになったため、事務負担が増加している。

当県の漁獲量は約6,000トンで全国37位と少なく、また、水産行政職員も17人で39位と、海のない8県を除いて国内最少となっている。こうした中、特に内水面については、27の内水面漁場全てにおいて、漁協組合員の状況や操業状況をはじめ、生息している魚の種類や漁場の利用状況、魚の種類ごとの漁獲量等を詳細に調査する必要があり、全国一律の5年ごとの計画期間の設定が大きな負担となっている。こうした負担の軽減策として、全国で実情が異なる事柄については、地域の実情に応じて計画期間をはじめとする計画の内容、手続の設定を地方公共団体の判断に委ねることを原則にさせていただくことが必要であると考えている。

(勢一座長) 秋田県の説明について、質問等はあるか。

(原田構成員) 「計画等の記載様式が複雑であるもの」の具体例があれば教えていただきたい。

(秋田県) 地籍調査実施計画の添付書類について、実施主体や市町村等が作成する実施計画の内容が同じであるのに、様式が異なっているので、様式を統一していただきたい。

(原田構成員) 様式が別々であることに伴う負担であって、計画に必要な書式そのものが複雑だということではないという理解でよいか。

(秋田県) 今申し上げたものは様式の重複性ということになるが、個々の計画等を見ても内容等について他の計画との重複も見られるので、そういったところを資料の1点目に記載した。2点目については、申請に関する計画と事業提案書の調整といったところが課題と考えている。

(足立構成員) 例として挙げられた内容を見る限りでは、かつては10年だったものを全て5年ごとに策定しなければならず、計画期間が短いことが負担になっているとのことだが、これは秋田県ならではの問題なのか、それとも全国的な問題なのか。

(秋田県) 当県においては、漁獲量が少なく、行政職員も少ないという中で、全国一律の計画の期間というのは負担であるという具体例である。これまでのように、共同漁業権については10年ごとの漁場計画でよいのではないかといいところもあるので、5年ご

との刻みでの期間が必要ではないと思われる地域においては、実情に応じて10年などの5年を超える期間を定めることができるという形にすれば、地方の負担が減るのではないかと考えている。

(磯部構成員) 審議会、パブリックコメントが150回以上必要ということの大変さは直感としてよく分かる。これらの審議会等は全て法律で設置することとされているのか。

(秋田県) 今挙げている17の計画のうち、14が法定の義務付けされた計画となっており、3つが努力義務である。手続については、公正で公明であることが求められているので、審議会、あるいはパブリックコメントという手続は、計画策定に当たっては必須であると考えている。

(勢一座長) 定刻となったので秋田県の説明については終了する。次に、長野県から説明をお願いする。

(長野県) 当県からは小規模自治体の実情について説明する。

当県は市町村数が77団体と北海道に次ぐ全国2番、村の数は35団体と全国で1番であり、小規模市町村が非常に多いというのが行政を進める上での大きな特徴と考えている。

村の平均職員数は約52名である。行政職員が30名以下の団体は県内に6団体あり、そのほとんどは人口1,000人未満の小規模な村となっている。

村では少ない部署数、職員数で仕事をこなしており、1名で複数の省庁の業務を担当している。特にコロナ以降は、通常の住民対応などに加えて、各省庁からの照会が非常に多くなっており、ますます多忙を極めているという声をよく聞いている。

また、1人で広く浅く業務に従事しているので、国の各制度を深く勉強する機会が少ない。また、計画については1つの課で幾つもの計画を所管しており、担当だけでなく課長級職員が自ら計画を作成しているような事例も当たり前のように見受けられる。

具体例として、A村、B村、C村という形で表に整理している。これらはいずれも人口400~700人の村であり、行政職員は15名、16名、26名である。部署数についてはいずれも4であり、どこもおおむね総務課、住民課、産業課、教育委員会という4課にそれぞれ4~5名程度を配属して業務を行っている。1つの課で複数の省庁を担当しているため、日々の事務連絡、諸々の通知や通達のメールが大量に各省庁から1人に届いており、それを読み解くだけでも相当な業務量と聞いている。

例えばA村の住民課4名で所管する計画を資料に記載している。右側の逆さのピラミッドの図では、上から国、県、市、町となっているが、村レベルでは計画の担当者が1名程度になり、さらに厳しい状況になっている。

これは、かなり限界的な事例であると思うが、小規模自治体は慢性的なリソース不足で計画策定に十分な時間を割くことができないのが実態である。国が策定したひな型や、先行の自治体をほぼ踏襲し、それをもって計画を策定したということにしているが、策定している主な理由は、財源を確保するためとか、あるいは未策定自治体ということで公表されてしまうことを避けることであり、本来の策定趣旨と乖離してしまっているの

ではないかと考えている。

それから、規模に関係なく地方公共団体というくくりで全国一律で計画策定が求められていることで、小さな村では対象者が少数な計画もあり、マクロな計画をつくるよりは個別の方に着目して施策の手を打ったほうが早いというようなことも感じられる。

骨太の方針等で策定済みの計画との統合も進めていただいているが、ありがたい話であるけれども、統合することにも負担感があるというような声も聞いている。

既存計画の廃止も含めて、原則新たな計画の策定を求めないという方針を貫いていただきたい。真に必要なものに限ることや、形式的な計画については廃止できるということや、国から文書で示してもらわないと、自治体も動きにくいところがあるので、紙で通知してもらうことが後押しになると思う。

また、努力義務の計画といっても、策定状況を公表されてしまうと、どうしてもつらざるを得ないというような立場に置かれてしまうので、ペナルティやインセンティブを設けないでいただきたい。

加えて、小規模市町村においては、計画策定という手法が効率的でない場合もあるので、策定を不要としたり、策定義務があるものを努力義務にするとか、そういった別の取扱いをしていただけるとありがたいと考えている。

(勢一座長) 長野県の説明について、質問等はあるか。

(原田構成員) 小規模自治体の負担が大変というのはよく認識しているところであるが、他方で、広域連携などを使って策定するツールも考えられている。広域連携での策定では困るというような事情があれば教えていただきたい。

(長野県) 広域での策定を明確に認めていただくという方向性もありがたいとは思っているが、広域で策定する場合にも一定の労力が当然かかるので、その計画の内容によっては、できる限り不要としていただけたほうがありがたい。

(勢一座長) 計画の統合自体にも負担感があるという話だったが、具体的にどのような作業の部分に負担感を持っているかについて、もう少し御説明いただきたい。

(長野県) 統合する場合は、同じ計画期間の計画であれば、見直すタイミングなども同じになるので作業が円滑に進むのだが、異なる計画期間の計画であれば、どちらの計画に合わせて計画の期間を設定するかや、内容を統合する場合に単純に統合できるのかどうか、あるいは一定程度整理をした上で統合するのかというところで、やはり事務の負担は出てきてしまう。

(勢一座長) 確かに計画の内容が少しずつ違うところがあったりすると、統合といっても、どれをどう残すのかというようなところを全て検討するということになり、少ない人数では大変だというのはイメージが湧いた。有識者会議で示されている計画策定の逆三角形のピラミッドは、御指摘のとおり、村の状況があまり反映されていないというのは改めて実感した。少人数の自治体で、本当に策定する必要がある計画だけを策定できるという体制が取れるのは必要なことだと思う。その点については、特例のような仕組

みができないかという御提案をいただき参考になった。

(足立構成員) 村については明らかに人口が減少しているのですが、貴県が抱えている問題は、ほかの都道府県も同じように抱える可能性があるだけに、いかにしてルールづくりをするかというのが重要であると改めて感じた。

A村の住民課で策定している計画として資料に挙げられているものは、社会保障系が多いという印象を受けている。これらの計画について、先ほどの広域連携というやり方や、業務委託というやり方など、貴県において既に業務負担の軽減に資する取組を実施しているものがあれば、具体的に教えていただきたい。

(長野県) 網羅的に調べきれているわけではないが、障害福祉計画については広域連携で策定している事例があるということは把握している。

あとは、当県では、これだけ小規模市町村が多いので、県政を進める上で常に小規模市町村に配慮している。当県には10の広域圏があるが、全ての市町村が加入する形で10の広域連合をつくっているというのは、全国でもかなり珍しい事例だと思っている。広域連合では、基礎的なごみ収集や介護の認定などを行っており、日頃から広域ごとに市町村がお互い連携しながら取り組むという意識が共有されている。

また、県としても地域振興局という出先機関をつくっており、その職員も小規模市町村に目配りをしながら、県のほうで市町村に成り代わって様々な情報収集をして資料を提供したり、質疑に答えたり、そういった形で取組を進めている。

(勢一座長) 定刻となったので長野県の説明は終了する。次に、鳥取県から説明をお願いする。

(鳥取県) 当県からは、令和3年度に提案させていただいた環境関連の計画の統合について紹介させていただく。

環境関係では、環境基本法、基本条例に基づく環境基本計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、いわば温室効果ガスの排出事業者としての策定が求められている地方公共団体実行計画、それから努力義務だが、気候変動適応法に基づく気候変動の影響による被害の防止を目的とした地域気候変動適応計画という各種計画がある。これらを当県の提案に基づき、他の関連する計画の一部として組み込み一体的に策定してもよいとしていただいた。

鳥取県は少ない人口の県であり、県庁職員も全国で2番目に少ないため、計画策定事務も効率化しようというマインドがもともとあり、提案前から「令和新時代鳥取環境イニシアティブプラン」として一体的に策定していた。それを今回、提案募集で提案し、全国に横展開していただいたものと認識している。

環境基本計画は、環境関係の施策の総合的かつ計画的な推進のための計画、地域気候変動適応計画は、気候変動の影響による被害の防止・軽減を図るための計画、地方公共団体実行計画は、地方公共団体が事業主体となるものについての温室効果ガスの排出量削減に向けた計画ということで、それぞれ目的が少しずつ異なり、環境省や経産省のセ

クションが異なるので、こうした個別の政策目的を持った計画の策定が求められているということなのだ」と理解している。

一方で、地方公共団体としては、住民の目からしても、県議会や執行部から見ても、施策実施者として一体のものであるので、個別の計画がばらばらであると、その統一性や視認性が悪く、理解しづらいということもある。

それから、審議会、有識者への諮問、庁内での調整、パブリックコメントなどの手続は、行政主体として1つの施策を定めていくに当たり、それぞれ潜在的に必要なということもあり、3つの計画をばらばらに策定すると非常に負担感がある。

気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定は努力義務であり、手続も法令上は特に定められておらず、地方公共団体に委ねられている。法文上、「都道府県は地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする」と気候変動適応法第12条に定められているだけであるが、この一文をもって地方公共団体、県庁側においては、約1年かけて審議会の諮問や庁内の調整関係者の調整、パブリックコメントなどをやらざるを得ないという状況が発生しているということを確認いただいた上で立法作業をお願いしたい。

また、県議会への説明等の手続は特に法律に規定されているわけではないが、地方公共団体としての一つの意味決定をしていくに当たり、それぞれ地方自治体によってやり方は異なるにしても発生していることも改めて認識いただきたい。

ところで計画策定ではないが、最近、犯罪被害者の救済に向けた条例を定めなさいと国から言われている。当県では、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」の中で、既に犯罪被害者を助けるための相談体制等を整備しようということの規定しているのだが、国からは、犯罪被害者の救済のための条例という条例名ではないから、鳥取県はまだ該当する条例を定めていないという整理をされてしまった。

これもまさに犯罪被害者を救済するための施策を展開している国のセクションがあって、そのための条例をつくってほしいという意図があるのだろうとは思いますが、総合行政を担う地方公共団体においては、既に別の法体系、別の条例体系の中で、その目的、条例規定を設定しているので、それは認めてほしいというようなやり取りをした。おそらく計画策定においても、このようなマインドの違いというのが、まだまだ国・地方の間にあるのではないかと1つの事例と考えている。

今年度提案に基づき認めていただいた過疎方針・過疎計画策定の一本化については、一体的に策定した場合にも、例えば国への同意協議や提出に向けた事前協議等の手続をそれぞれ個別にしなければならないとなると、結局、プロセスとしてはまた重複してくる可能性もあるため、一体的に計画を策定した場合には、その後のプロセスも一体的に実施できるよう配慮いただきたい。

(勢一座長) 鳥取県の説明について、質問等はあるか。

(金崎構成員) 人口規模の小さい都道府県ということで、いろいろと問題意識を持たれ

ているということなのだが、市町村計画と県計画との関係について、市町村計画があれば県計画は要らないのではないかとか、逆に県計画があれば市町村計画は要らないのではないかといった議論について、具体例があれば教えていただきたい。

(鳥取県) 過疎方針と過疎計画の提案を申し上げる際にも同様の議論があった。市町村計画と県の過疎方針・過疎計画は粒度は異なるがかなり重複するため、市町村計画と過疎方針がリンクするということをあえて求めなければならないのかという議論があった。特に策定手続について、過疎方針及び過疎計画に基づいて過疎対策事業債の発行まで間に合わせるためには、県が過疎方針を定め、さらに県が過疎計画を定め、市町村が過疎計画を定めて、その後に過疎対策事業債の事前協議に入っていくという一連のプロセスのことを考えると、非常に策定期間が短いという問題意識もあり、いずれかの計画がなくてもいいのではないかと、リンクしなくてもいいのではないかとというような議論もあった。

過疎計画を現場に落とし込んでいくときには、実際には過疎対策事業債を発行する申請のための手続として捉えられてしまっているということが実情としてあるのだろうと受けとめており、計画策定の必要性などについて我々地方側としても理解を深めていくといったことは必要なのだと思うが、できる限り必要性の乏しい法定計画を少なくしていただければ大変ありがたい。

(勢一座長) 県計画と市町村計画との関係で過疎計画の例というのは非常に重要な指摘内容であったと考えている。次は、広島県から説明をお願いします。

(広島県) 広島県からは、全国知事会の地方分権推進特別委員会の委員長県として、計画策定に対する全体的な課題認識について説明する。

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民との合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものと考えている。しかしながら、現実的には計画策定等に関する法律の条項数は平成22年からの10年間で1.5倍になっており、約1,700ある地方公共団体が、規模の大小にかかわらず、一律に同じようなコストや労力をかけて策定しなければならないものである。努力義務規定やできる規定であっても、国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められると、実質的な義務化により国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題が少なからずある。地方が自らの判断と責任において役割を果たすとともに、個性豊かな地域がそれぞれの地域のご事情は地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施することが望ましいと考えている。

以上の課題認識を踏まえ、令和3年、4年の提案募集で当県が提案した事項の例示、計画行政に対しての当県の求める見直しについて説明する。

まず、計画の策定という方式そのものの見直しが求められるものについて、5つの類型に分類している。

1点目は、上位計画や他の計画等に類似する事項を記載しており、新たな個別の計画

を策定する意義が乏しいと考えられるもの。2点目は、地方が策定するには内容が専門的であるもの。3点目は、形式的となっており、都道府県が計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの。4点目は、県計画等に規定されており、市町村別の計画等を省略できると考えられるもの。5点目は、地方公共団体の主体的判断に委ねるものであり、国が計画策定を義務付ける意義が乏しいと考えられるもの。

次に、計画策定の負担を大きくしている要因について、当県が分類した3つの類型に即して説明する。

1点目は、事務手続に係る負担について、計画の策定や変更に当たって、協議会等の開催、大臣の承認、専門家からの意見聴取等の事務手続が規定されていること。2点目は、策定時期、計画期間について、関連計画と周期が合わないことや計画期間の周期が短いこと。3点目は、人員、予算上の過大な負担について、策定過程における数値策定等の内容が専門的であったり費用が膨大であること。

最後に、これまで述べた計画策定に関する改革について、本県が想定する代替手段や事務負担の軽減策を資料に記載している。昨年2月の地方分権改革有識者会議資料における令和4年の地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方に記載された視点の中から、特に有効と考えられるものを挙げている。

以上、実際に提案募集に取り上げられた計画から、計画策定そのものの見直しや計画の負担を大きくしている要因について説明したが、これらの類型に当てはまるが提案に挙がっていない計画も多く存在していると考えている。昨年は内閣府より各府省に対し、計画策定等に関する自主的な見直しの検討を依頼していただいた。資料に記載した類型に当てはまる計画についても、内閣府にイニシアティブを取っていただき、点検や見直しが行われるよう御協力をお願いしたい。

現在作成中のナビゲーション・ガイドが、当県が提示した計画策定に関する改革を各府省に実質的に促すこととなるよう期待している。

(勢一座長) 計画策定に係る事務負担の改革の中で、人員や予算の過大な負担という御指摘のうち、特に内容が専門的であって策定に費用と労力を要するようなものについては、負担を軽減する方策が必要と考えている。そもそもそのような計画の策定が必要ないということであれば、策定しなければいいのだが、港湾計画などのおそらく策定が必要であろうという計画について、どのような形であれば負担軽減になるか、何か考えがあれば教えていただきたい。

(広島県) 港湾計画については、本県にも専門的な人材はいるものの、国から計画の承認を受けた上で取組を進めるには、さらにレベルの高い専門的な知識等が必要になる。

そういう場合に、国の知見やノウハウ等を共有していただくことは重要だと思う。

また、港湾計画をつくるに当たっては外部委託、コンサル委託等も行っており、多大な予算も必要なので、財政面についても御支援・御協力をいただきたい。

(勢一座長) 今後、DXでデジタル化が進んでいくと、知見やノウハウの共有等が改善さ

れ、計画策定に係る負担軽減が図られる可能性があると考えられるか。

(広島県) 課題として挙げている専門的な部分を取り込めるのであれば、デジタル技術を活用することで一定の負担軽減が図られると考えている。

(足立構成員) 下水道事業計画の協議や関連する都市計画事業の認可、変更時の専門家等への意見聴取など、事務手続が規定されているが、電子媒体による提出等が実現すれば負担軽減になると考えているか。

(広島県) 最も事務負担の改善につながるのは、事務手続自体を廃止・簡略化していただくことだと思うが、手続きを電子化する等のDXの取組により計画策定に係る費用負担が軽減される可能性は十分にあると認識している。

(勢一座長) 定刻となったので広島県の説明は終了する。次に神戸市から説明をお願いします。

(神戸市) 神戸市は政令市という立場と基礎自治体という立場の両方があるために、窓口業務をはじめ、非常に多岐にわたる業務を担っている。また、人口減少が進み、社会課題が多様化・複雑化する中において、計画策定に多くの労力・コストがかかっており、市の人員や財源などのリソースを踏まえると、今の形が本当にいいのかと課題意識を持っていた。

そこで、限られたリソースを市民サービスの向上に充てるべきという意識の下、2017年より見直し方針を掲げ、計画策定等の見直しを行ってきた。

1つ目が、法的な義務付けがあるもの等、やむを得ない策定理由がある場合以外、計画策定は原則行わないこと。2つ目が、策定せざるを得ない場合についても、計画を極力簡素化・集約化すること。この2つの見直し方針の下、総合計画や業務改革、組織制度を担当する部署が中心になって、庁内の計画の把握や見直しの働きかけを実施している。

具体的には、年に一度程度、見直し方針の周知を兼ねて計画の全庁的な策定状況の把握や、それぞれの計画についての見直しの展望を示してもらい、それに基づいて進捗管理をしていくという取組を行っている。

これまで、約110の計画等を対象として、計画期間の満了に合わせて約2割の見直しを実施してきたところである。

法律上の義務付けがないものを中心に、廃止や類似計画との統合を行うとともに、策定する必要がある場合にもボリュームダウンを図っている。これで十分だとは思っていないので、引き続き必要性等を鑑みて計画策定の見直しを進めていく。

見直しの具体例として、神戸市内の9つの行政区ごとに計画をつくっていたものを、各区の個性や主体性を尊重し、一律に策定するのではなく、区の実情に応じた形で将来像を示す方式に見直した。

一例として、従前は20ページあった長田区の計画が、方針を示すという方向性の下で、2ページの簡潔なものとなった。

統合の例としては、総合計画の実施計画として5年ごとにビジョンをつくっているが、まち・ひと・しごと創生法が求める地方版総合戦略である神戸創生戦略と、地方創生という同じ目的を持っていることから、2つの計画を統合した。具体的には、地方版総合戦略をつくるための手引きが示されているため、それに沿う形で神戸市の総合計画を策定した。従前の神戸2020ビジョンと、神戸創生戦略の中身がほぼ類似した内容だったということもあり、問題なく統合ができています。

簡素化の例として、空き家等対策計画がある。従前は37ページの、現状の説明や、制度の解説等も盛り込んだボリュームのあるものになっていた。2021年度からの現計画においては、これらを簡素化してエッセンスだけを集約し、4ページの計画とした。ホームページではほかのデータも公開しており、計画を簡素化したことによって、より分かりやすくなったのではないかと考えています。

計画の見直しを進めているが、計画やプランづくりが一律に悪いと考えている訳ではない。当市においても、現在、大規模なまちづくり等を進めており、必要に応じてビジョンを作っている例もある。真に必要な計画かということを見極めるとともに、策定が必要な場合にもデジタルを使った効率化を行う等、今後も見直しを進めていきたい。

(勢一座長) 神戸市の説明について質問等はあるか。

(原田構成員) 廃止するかどうかの判断で、法定の義務があるかどうかに着目したとのことだったが、法定の義務付けがないにもかかわらず廃止しなかった計画はあるか。

(神戸市) まちづくりを進める中で、神戸市独自の中期的なウォーターフロントのプロジェクトに関する計画等、真に必要なと考えるものは策定している。

(原田構成員) 地方自治法上、総合計画も義務付けはされていないが、それはなぜついているのか。

(神戸市) 市として全体的な方向性を示すという意味で、総合計画は必要なものとして策定している。

(足立構成員) 神戸市が実施した見直しプロセスを、ほかの都道府県・市町村が実施する場合、どのようなルールづくりを行えばいいのかという視点から質問する。

見直しの類型が、廃止、統合、簡素化の3つあったが、3つのうちどのレベルの見直しを行うか又はどの程度の簡素化を行うか等は、どのような基準に基づき判断したのか。また、簡素化するに当たってこの点だけは絶対に簡素化できないと判断したものがあれば教えてほしい。

(神戸市) 見直しの方針を全庁的に周知する中で、それぞれの計画でどのような見直しを今後実施していくのかをしっかりと示してもらい、その方針に基づき進行管理している。その中で、簡素化するのか、統合するのか、廃止するのかは各部局に委ねており、それぞれの部署が、必要性に応じて決めるのが適当と考えている。ただ、このような継続的な進行管理をすることによって、各部局の意識づけにはなっていると考えており、この部分が一つ大きなポイントではないかと思う。

(勢一座長) 定刻となったので、神戸市の説明を終了する。全体を通してその他質問等はあるか。

(原田構成員) 逆方向からの質問だが、このような計画ならむしろつくらなければいけない、あるいはつくるべきであるとする計画はあるか。また、義務付けが好ましくないということであれば、全部地方に任せるべきだということになるが、全部地方に任せただけの場合、様々な行政規模の各地方公共団体において、必要だと考える計画がきちんと策定されるはずだと考えられるか。

(秋田県) 国民・住民の最低限の生活や健康医療等を保証するものについては、全国一律の義務付け的なところがあってしかるべきかと考えている。どうしても必要な計画というのはあると思うが、経済・情勢等の変化によって必要度が薄くなったものについては廃止、統合、縮小するなど、大胆な改革をしていただきたい。

(長野県) 災害関係や、住民の生命・財産、健康に関するようなもの、総量が限られる中で自治体ごとに数量を定めるものなどは、国として責任を持って計画を定めていただく必要がある分野なのかと思う。

また、自治体の根幹的な政策の方向性を住民・県民に対して示すような基本的な計画については、義務付け等がなくても、各自治体の判断において策定をしていくものになるのではないかと。

(鳥取県) 大きな災害などに対して、国民・住民の命を守るための計画はあるべきかと考えている。

当県は県民参画基本条例を定めており、議会手続のみならず様々なツールを使って、住民の方々が県政に参画することを促進している。計画を策定する手続については、住民の方々や利害関係者の方々との意思疎通の側面もかなりあると考えているが、計画によらずとも住民の方々、利害関係者の方々としっかり意思疎通して、県議会も含めて行政施策の意思決定が導けるのであれば、計画策定という手法でなくてもよいのではないかと考えている。計画ではなくても、計画策定が求めていたコンセンサスの調整は、機能としては可能なのかもしれないと考えている。

(広島県) 計画策定そのものは地域の課題、現状を踏まえて地域全体の主体的な取組で行っていくものだと考えている。一方で、全体的な方向性を示す必要があるものや、各県が広域的に連携を取りながらやっていく必要があるもの、危機管理に関連するものは必要ではないかと考える。そういった意味では、漠然とした方針等の計画ではなく、行動計画、実行計画といったもののほうが、実際は重要になってくるのではないかと認識を持っている。

(神戸市) 国としての視点から全体的な方向性を合わせる必要があるもので、なおかつ計画という手段しかないのであれば、計画策定もやむを得ないのかと思う。

地方公共団体の判断においては、一体的、計画的な市政運営に必要な場合、あるいは多様な主体の参画推進という点から同じ方向を向いた目標が必要となる場合、義務付け

がなくてもつくられていくものではないかと思う。

(勢一座長) 定刻となったため、議事1は終了する。ここで地方公共団体の皆様は退室願う。

2 木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官から議事(2)「ナビゲーション・ガイドについて」に関する説明があり、その後、質疑応答が行われた。

(勢一座長) 次に議事2「ナビゲーション・ガイドについて」に入る。

前回の12月のワーキンググループにおいて、ナビゲーション・ガイドについて多くの意見を頂戴した。意見を踏まえ、事務局でナビゲーション・ガイド等の骨子案や論点メモ案を作成している。事務局から説明をお願いする。

(金崎構成員) ナビゲーション・ガイドは、このワーキンググループの報告の一部になるのか、あるいは、各省協議を経て何らかの政府としての位置付けをするものになるのか。

(木村参事官) ワーキンググループで作成し、有識者会議にお諮りをするもの。それを政府の方針としてどうするかという論点が高い論点かと考えている。諸案を検討している。

(金崎構成員) 過去の勧告やメルクマールとの関係はどう整理するのか。過去のメルクマールの下にナビゲーション・ガイドがあるという前提なのか、それとも過去のものとは関係なく新たに作成する位置づけのものなのか。

(木村参事官) 義務付けのメルクマールは過去のものがあるが、ナビゲーション・ガイドにおいては、義務付けという点に限らず、そもそも形式として計画がいいのか、例えば条例・規則や基準でいいのではないかという議論もあるため、過去のメルクマール等を尊重しつつ、そのみにこだわるものではないという二重の基準のように考えている。

特に新しく作る計画については、形式として別の手法があるのではないかというスタンスに立っている。

(磯部構成員) 論点メモ(案)の145行目辺りについて、事務負担の適正化を図るための各府省の対応が記載されているが、②の国の負担も適正となるよう考慮すべきという記載は国の事情であり、これが先に来るのはおかしいのではないか。まず、③に記載のとおり国が支援して政策目的を達成できるようにするべきであり、その支援の中身としては、もちろん国の負担も考慮するべきだということが、いわば附属的についてくるのではないか。

地方公共団体の意向を取り入れるということが記載されているが、そもそも計画という形式によるべきなのか、仮に計画が必要な場合もその内容をどうするかというようなことに対する地方公共団体の意向を取り入れる協議の場を設けるべきといったことは、ナビゲーション・ガイド自体の範疇ではないということか。

(木村参事官) ナビゲーション・ガイド全体としては、地方の側に立った記載のみならず、国の負担も減らし、国と地方双方にとってウィンウィンにしようという思いがある。そのため、②に国の事情について記載しているが、御指摘を踏まえ記載の位置は再検討したい。

計画策定等に対する支援に関し、地方の意見を取り入れる具体的な方法については、なかなかいい案がなく、例えば支援自体はスモールスタートでよく、自治体からもっと策定に係るマニュアルを作って欲しいといった具体の支援の要請があれば積極的にやっていくというような、段階を踏んでいくということなのかと思っている。念頭に置いているのは、専門性の高い内容のマニュアルが300ページを超えているようなものである。地方としてもそこまで必要ないと考えるため、国の働き方改革の面でも困難であると考えている。

(磯部構成員) 国の負担が大きいこともよく分かるし、省力化方向には大賛成である。地方の意向を取り入れる場は現状も何かあるのか。

(木村参事官) 1つの案としては、最近ではオンラインで全国説明会をすることも多いため、そのような場で各府省として地方の意向の聞き取り等を行っていただきたいと考えている。

(勢一座長) 確かに国の側としても負担軽減は非常に重要なことで、国の負担を軽減しないと、地方側にやっていただく仕事が増えるというようなところにつながってくるところがあると思うので、バランスのいい形で、そういった視点も入れられるとよい。

(原田構成員) ナビゲーション・ガイドは、新規に計画をつくる際の基準になるという理解でよいか。仮にそうだとし、新規のみを考えるのであれば、今後計画の義務付けは原則としてしないと言いきってしまうのもあるのかと思った。

地方自治の基本的な発想は、それぞれの地域において計画的な行政を遂行していただくということが基本なので、計画を国が法律で義務付けるということは例外なのだという認識を中央省庁に持っていただくという方向性は確かにあり得るかと思った。事務論との関係で、国がやるべきことと地方がやるべきことを分けるべきだということも、その延長線上で同意するが、他方で、今後デジタル化等が進んでいくと、中長期的にはかえって地方公共団体による政策形成のバイパスのために使われる恐れがあるのではないかという逆方向の心配をしないといけないかもしれない。

領域的に、ここはいい、ここは駄目と決めるのも難しいし、事務論的に進めるのも現時点ではいいかもしれないが中期的にはわからないため、一番よさそうなのは、論点メモ(案)50行目辺りに記載されている計画等の形式によらざるを得ない理由を示すということなのではないか。

計画策定の義務付けについて、これまで比較的安易に、例えば法律事項を定めなくてはいけないからといった事情だけで作ったりしているケースがあるため、簡単に増やしてはいけないというか、本来、地方分権の考え方からすると、計画策定を義務付ける

こと自体が、国が地方公共団体の意思形成に強く介入していることなので、それなりの正当化理由を要求すべきであり、その理由を内閣府が代表してチェックするというようなつくりが中心に置かれれば、そんなにおかしいという話にはならない。

つまり省庁側としても、おそらく一般論として受け入れはするけれども、個別具体のところでは論証すればいいととらえ、差し当たりは受け入れてくれるのではないか。その後、内閣府側の頑張りでも論証責任をどんどん高めていくようにするのが、一番落ち着きがいい解決策かというように考えた。

(木村参事官) 理由を示すというのは、かなり新しい基軸かと考えている。将来的には、費用効果分析等までも考えられるが、最初は理由や代替案との比較という形で始めていくことが良いと考えている。

我々としては計画の新設をしてほしくないということもあるが、計画によらざるを得ない場合もあるとか、新しい政策として考えられることもあるかと思う。

ただ、そういったときでも、既存の計画と一体的に策定できるようにする等は考える必要がある。

(足立構成員) 新規の計画を対象にして、計画である必要性があるか否かを問うときのやり方としては、代替案との比較等から明らかにしていくという趣旨を考えれば、論点メモ(案) 1 ページ目の30行目の一番下のポツが最初に来て、その次に2 ページ目の48行目が来るべきではないか。今の案では離れて記載されており、そのような趣旨が読み取りにくくなっているように感じるが、各省との関係等で書きぶりを慎重にするためにあえて離しているといったような事情があるのか。

(勢一座長) 今回の論点メモ(案)は、これまでのワーキングでの議論を取りまとめた上に、少し内容を追加した形になっており、必ずしもこの並びでいいというところまでは、まだ詰めていないものだと思う。構成や論理性の順序なども、もう少し議論をできればと考えている。

(木村参事官) 論理的な流れとして、各府省が検討するに当たっての順番をイメージして記載している。計画という形式でやるのであれば、まず、制度全体の体系図をつくって整理をした上で、重複するものを要らないようにして、それでも必要であれば代替案という書き方にしている。御指摘をいただき、35行目の収まりが悪いのかと感じた。全体として、こういった順序がいいか再度検討したい。

(勢一座長) 本日の議事は以上とする。事務局から何かあるか。

(木村参事官) 次回は2月3日の月曜日の午前中である。

(勢一座長) 以上をもって、本日のワーキンググループを終了する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)